

2 建築 6 8 4 号  
令和2年4月27日

様

京都府建設交通部建築指導課長

新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言に伴う  
京都府各土木事務所建築住宅課等における窓口の対応について

平素は、京都府の建築行政等の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、京都府におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言を踏まえた職場・在宅勤務制を導入したことに伴い、各執務箇所における出勤職員数が減少していることから、当面の間、やむを得ず、京都府各土木事務所建築住宅課及び建築指導課の窓口における御相談や書類の閲覧等について、お待ちいただく時間が長くなるなど、円滑な対応が困難となることがありますので、御理解、御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

(参考) : <http://www.pref.kyoto.jp/kenchiku/news/200427koronataiou.html>

担当：宅建業係 tel=075-414-5341  
建築基準係 tel=075-414-5348  
建築防災・安全係 tel=075-414-5346  
開発指導係 tel=075-414-5347